

# NISA（少額投資非課税制度）の手続に関するQ&A

平成 26 年 11 月

国税庁

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「NISA（少額投資非課税制度）」といいます。）が創設され、平成 26 年 1 月 1 日から開始されています。

また、平成 26 年度の税制改正において、非課税口座の開設及び非課税管理勘定の設定に係る手続の一部が変更となっています（改正内容は平成 27 年 1 月 1 日から適用されます。）。

このQ&Aは、NISA（少額投資非課税制度）の利用に当たり、非課税口座を開設する際の手続を中心にQ&A形式で取りまとめたものです。

（注）このQ&Aの内容は、平成 26 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

## 《目次》

[Q 1] NISA（少額投資非課税制度）とはどのような制度ですか。……………	1
[Q 2] NISA（少額投資非課税制度）を利用するには、どのような手続が必要ですか。……………	1
[Q 3] NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、誰でも開設できるのですか。……………	2
[Q 4] NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座では、どのような商品が購入できますか。……………	2
[Q 5] 「基準日における国内の住所を証する書類」とは、どのような書類ですか。……………	2
[Q 6] 「広域交付住民票（の写し）」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することは できますか。……………	3
[Q 7] 例えば、平成 25 年 1 月 20 日に転居した場合、「基準日における国内の住所を証する書類」として は現住所の住民票の写しでもよろしいですか。……………	3
[Q 8] NISA（少額投資非課税制度）の申込みを家族分まとめて行う場合は、「基準日における国内の 住所を証する書類」は 1 通でよろしいですか。……………	3
[Q 9] 「戸籍の附票の写し」には生年月日が記載されていない場合がありますが、「基準日における国内の 住所を証する書類」として提出することは可能ですか。……………	4
[Q 10] NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、複数の金融機関で申込み・開設することが できますか。……………	4
[Q 11] 複数の金融機関にNISA（少額投資非課税制度）の非課税口座開設の申込みをしてしまいましたが、 どうすればよろしいですか。……………	4
[Q 12] 複数の金融機関へ非課税口座開設の申込みを行い、特に取消しの手続を行っていないのですが、 その場合はどうなりますか。……………	5
[Q 13] 複数の金融機関へ申込みを行った場合、先に申込みを行った金融機関で非課税口座が開設される ことになるのですか。……………	5
[Q 14] 複数の金融機関へ申込みを行った場合、非課税口座が開設されない金融機関からは何らかの連絡 がくるのですか。……………	6
[Q 15] NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、通常、金融機関に申込みをしてからどのくらい の期間で開設されるのですか。……………	6
[Q 16] 現在、特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移管して非課税措置の適用 を受けることができますか。……………	6
[Q 17] NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、投資額が年間 100 万円までとのことですが、 例えば、年間 60 万円までしか上場株式等を購入しなかった場合、残りの 40 万円を翌年に繰り 越して使用することができますか。……………	6

〔Q18〕 N I S A（少額投資非課税制度）の非課税口座で発生した譲渡損失と、特定口座や一般口座での譲渡益との損益通算や、その損失の繰越控除はできますか。……………	7
〔Q19〕 非課税口座が開設された後、他の金融機関に変更することはできないのですか。……………	7
〔Q20〕 金融機関を変更するには、どのような手続を行えばよいのですか。……………	7
〔Q21〕 金融機関を変更する場合、変更前の金融機関の非課税口座に受け入れている上場株式等を変更後の金融機関の非課税口座に移す（移管する）ことはできますか。……………	7
〔Q22〕 N I S A（少額投資非課税制度）の非課税口座を開設した後、非課税口座を廃止する場合にはどのような手続が必要になりますか。……………	8
〔Q23〕 廃止した非課税口座を他の金融機関に開設したい場合は、どのような手続を行えばよいのですか。……………	8
〔Q24〕 平成 26 年中に非課税口座を廃止した場合であっても、非課税口座を再開設することができますか。……………	8
〔Q25〕 2 年間の海外勤務のため出国することになりましたが、N I S A（少額投資非課税制度）の非課税口座はそのまま存続できるのでしょうか。……………	9
〔Q26〕 出国後に、海外勤務を終えて帰国した際に、再度、非課税口座を開設するにはどのような手続を行えばよいですか。……………	9
〔Q27〕 非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。……………	9
〔Q28〕 非課税期間（最長 5 年間）が終了した場合には、どのような取扱いとなりますか。……………	10
〔Q29〕 非課税期間（最長 5 年間）が終了する非課税管理勘定に受け入れている上場株式等を、別の金融機関に開設した非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定に移管することはできますか。……………	10
〔Q30〕 非課税口座で保有する上場株式の配当等について、非課税の適用を受けるためにはどのような手続が必要ですか。……………	10

(Q1) NISA (少額投資非課税制度) とはどのような制度ですか。

(A)

NISA (少額投資非課税制度) は平成 26 年 1 月から開始されている制度で、金融機関に非課税口座を開くと、その非課税口座内において受け入れた上場株式や株式投資信託などに係る配当等や譲渡益が非課税となる制度です<sup>(注1、2)</sup>。非課税口座内に受け入れることができる株式等は年間 100 万円まで、非課税期間は非課税口座内に設けられた非課税管理勘定<sup>(注3)</sup>ごとに最長 5 年間です (平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間、毎年非課税管理勘定を設定することができます)。

詳しくは、パンフレット「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (いわゆる NISA) が始まります」をご確認ください。

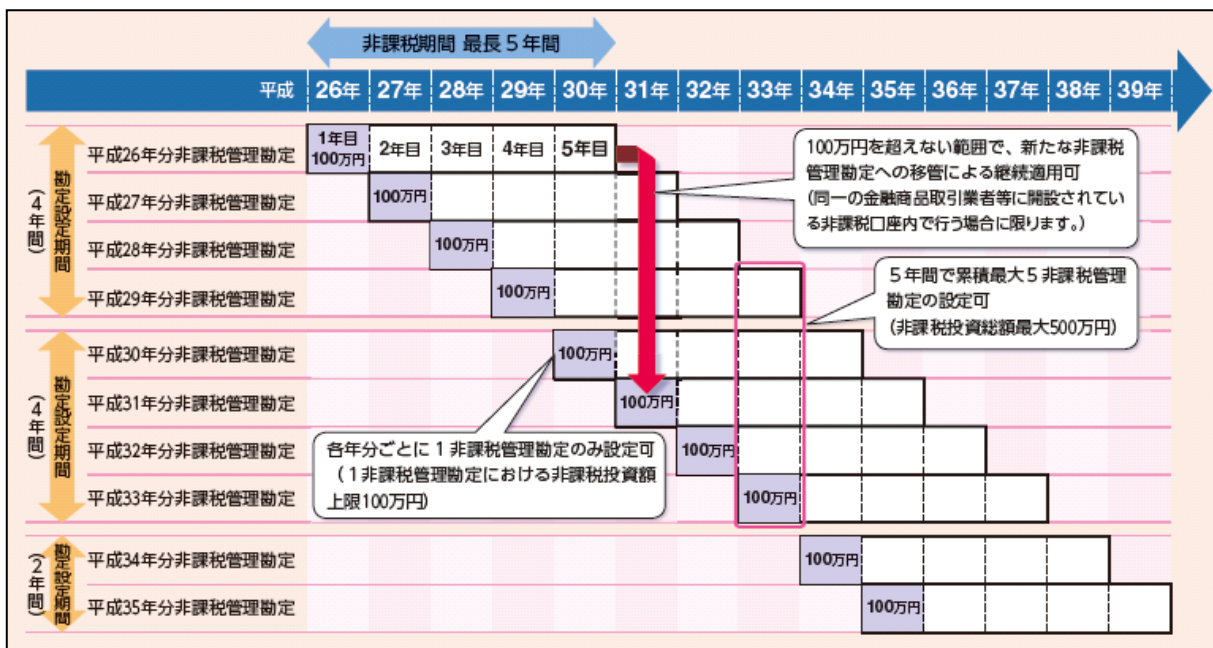
([www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/joto-sanrin/nisa\\_10per.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/joto-sanrin/nisa_10per.pdf))

(注) 1 NISA (少額投資非課税制度) による非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関 (支払の取扱者) を経由して交付される配当等に限定されていますので、上場株式等の発行者から直接投資者に交付される配当等は課税扱いとなります。

2 非課税口座内に受け入れている上場株式等の譲渡により生じた譲渡損失はないものとみなされます。

3 非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するために非課税口座内において各年に設けられる勘定をいいます。

### 【制度の概要】



(Q2) NISA (少額投資非課税制度) を利用するには、どのような手続が必要ですか。

(A)

NISA (少額投資非課税制度) を利用するには、金融機関に NISA の非課税口座を開設する必要があります。非課税口座を開設するには、まず、非課税口座を開設したい金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」及び「基準日<sup>(注)</sup>における国内の住所を証する書類」を

提出します。その後、税務署から交付申請書を提出した金融機関を經由して「非課税適用確認書」が交付されますので、その「非課税適用確認書」と「非課税口座開設届出書」を金融機関に提出することにより非課税口座が開設されます。

ただし、「非課税適用確認書の交付申請書」と「非課税口座開設届出書」を別々に提出することになると、申請者（投資者）が金融機関に2回手続を行うことになるため、1回の手続で非課税口座を開設することができるように、通常は、金融機関において、これらの書類を一つの様式（兼用様式）にして、最初に金融機関に交付申請書を提出する際に、「非課税口座開設届出書」も提出できるようにしています。

なお、兼用様式により申込みがあった場合には、既に申請者（投資者）から非課税口座を開設する意思表示がされているため、金融機関においては、税務署から「非課税適用確認書」が送付されるとその「非課税適用確認書」を申請者（投資者）に交付することなく非課税口座の開設手続を行うこととしています。

（注）基準日とは、平成26年1月1日から平成29年12月31日の間に非課税口座を開設する場合には、原則として、平成25年1月1日となります（Q10参照）。

**（Q3）NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、誰でも開設できるのですか。**

（A）

居住者の方又は国内に恒久的施設を有する非居住者の方で、非課税口座を開設しようとする年の1月1日<sup>（注）</sup>において20歳以上の方であれば非課税口座を開設することができます。

（注）年齢計算に関する法律により、例えば、平成6年1月2日生まれの方は、平成26年1月1日午後12時に20歳となりますので、平成26年に非課税口座を開設することができる者に含まれることになります。

**（Q4）NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座では、どのような商品が購入できますか。**

（A）

NISA（少額投資非課税制度）の対象となる主なものは次に掲げるものになります。なお、金融機関によって、取扱いができる商品に違いがありますので、詳細は非課税口座を開設しようとする金融機関にご確認ください。

- ① 株式、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権、特定受益証券発行信託の受益権及び新株予約権付社債のうち、国内外の金融商品取引所に上場されているもの
- ② 公社債投資信託以外の公募証券投資信託（いわゆる株式投資信託）の受益権
- ③ 特定投資法人の投資口

**（Q5）「基準日における国内の住所を証する書類」とは、どのような書類ですか。**

（A）

「基準日における国内の住所を証する書類」とは、基準日における国内の住所の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けたもので、金融機関に提出する日前6か月以内に作成された次に掲げる書類をいいます。

- ① 住民票の写し

- ② 住民票の除票の写し
- ③ 住民票の記載事項証明書
- ④ 戸籍の附票の写し
- ⑤ 戸籍の附票の除票の写し

(Q6) 「広域交付住民票 (の写し)」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することはできますか。

(A)

「基準日における国内の住所を証する書類」には、基準日における国内の住所の所在地を管轄する市区町村の長から交付を受けた住民票の写しが含まれます (Q5 参照)。

また、その住民票の写しには、基準日における国内の住所の所在地を管轄する市区町村の長以外の市区町村の長から交付を受けた住民票の写し (いわゆる「広域交付住民票 (の写し)」) が含まれますので、「広域交付住民票 (の写し)」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することはできません<sup>(注)</sup>。

なお、「広域交付住民票 (の写し)」について、詳しくは、「広域交付住民票 (の写し)」の交付を受けようとする市区町村にご確認ください。

(注) 「広域交付住民票 (の写し)」には、同一市区町村内での住所変更の履歴は記載されません。基準日の翌日以後に同一市区町村内で住所を変更された場合 (例えば、基準日である平成 25 年 1 月 1 日に東京都千代田区内に住所のあった方が、平成 25 年 1 月 20 日に東京都千代田区内の別の場所に転居した場合等) には、「広域交付住民票 (の写し)」では基準日現在に住所があったことの証明にはならないため、「広域交付住民票 (の写し)」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することはできませんので、住所の所在地を管轄する市区町村の長から基準日現在の住所地が記載された住民票の写しの交付を受けてください。

(Q7) 例えば、平成 25 年 1 月 20 日に転居した場合、「基準日における国内の住所を証する書類」としては現住所の住民票の写しでもよろしいですか。

(A)

現住所の住民票の写しでは、転居前の住所及び転入日は確認することはできませんが、基準日である平成 25 年 1 月 1 日現在に住所があったことの証明にはなりませんので、転入元の住民票の除票の写しが必要になります。

(Q8) NISA (少額投資非課税制度) の申込みを家族分まとめて行う場合は、「基準日における国内の住所を証する書類」は 1 通でよろしいですか。

(A)

NISA (少額投資非課税制度) における非課税口座の開設については、基本的には、申請者一人一人がそれぞれ手続をする必要があり、「基準日における国内の住所を証する書類」も申請者ごとに金融機関へ提出していただく必要があります。

なお、同一の世帯分のご家族の申請手続を、同一の金融機関の同一の営業所に同時に行う場合において、提出される「基準日における国内の住所を証する書類」により、同一世帯に属す

る申請者全員分の基準日における国内の住所の証明が可能である場合は、原本は1通のみで、他の申請者分は写しを作成して提出しても差し支えありません。

(Q9) 「戸籍の附票の写し」には生年月日が記載されていない場合がありますが、「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することは可能ですか。

(A)

「戸籍の附票の写し」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することは可能です。

なお、当該書類を提出する際には、「基準日における国内の住所を証する書類」とは別に、申請者ご本人であることが確認できる書類（住民票の写しや運転免許証等の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類）を金融機関に提示する必要があります。

(Q10) NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、複数の金融機関で申込み・開設することができますか。

(A)

NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、勘定設定期間<sup>(注)</sup>ごとに、一人につき一つの金融機関でしか申込み・開設することができませんでしたが、平成26年度の税制改正により、平成27年1月1日以後は、一定の手続の下、非課税口座を開設している金融機関において設けられるべき非課税管理勘定について、各年分単位で非課税管理勘定を設定する金融機関を変更することができるようになりました。

ただし、複数の金融機関において、同一年分の非課税管理勘定を設定することはできませんので、ご注意願います。

(注) 勘定設定期間とは、非課税口座内に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間のことをいい、法令上、次のとおり定められています。

勘定設定期間	基準日
① 平成26年1月1日から平成29年12月31日まで（4年間）	平成25年1月1日
② 平成30年1月1日から平成33年12月31日まで（4年間）	平成29年1月1日
③ 平成34年1月1日から平成35年12月31日まで（2年間）	平成33年1月1日

(Q11) 複数の金融機関にNISA（少額投資非課税制度）の非課税口座開設の申込みをしましたが、どうすればよろしいですか。

(A)

複数の金融機関に非課税口座開設を申し込んでしまった場合、最も希望する金融機関を一つ選んでいただき、他の金融機関に対しては、NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座の開設申込みの取消しをお申出ください。

なお、金融機関で非課税口座が開設された後は、非課税口座の開設を取り消すことはできません。

(Q12) 複数の金融機関へ非課税口座開設の申込みを行い、特に取消しの手続を行っていないのですが、その場合はどうなりますか。

(A)

複数の金融機関に申込みを行った場合、それぞれの金融機関から税務署に対して非課税適用確認書の交付申請の手続が行われることとなりますが、税務署では、これらの金融機関のうち最初に交付申請の手続を行った金融機関に「非課税適用確認書」を送付し、その他の金融機関には、「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」を送付することとなります。

金融機関においては、税務署から交付された「非課税適用確認書」の提出を受けて非課税口座を開設することとなりますので、複数の金融機関に申込みを行った場合には、税務署から交付された「非課税適用確認書」の提出を受けた金融機関においてのみ非課税口座が開設されることとなります。

なお、複数の金融機関から同日付で税務署に対して非課税適用確認書の交付申請の手続が行われた場合には、税務当局において、税務署への交付申請日の先後により「非課税適用確認書」を送付する金融機関を判断することができないため、機械上、乱数表などを用いて無作為に「非課税適用確認書」を送付する金融機関を決定することとしています。この場合、「非課税適用確認書」の送付を受けた金融機関においては、申請者（投資者）に対して、非課税口座を開設してよいかの最終確認をすることとしています。その結果、申請者（投資者）から他の金融機関で非課税口座を開設したいとの意向があった場合には、その最終確認を行った金融機関は「非課税適用確認書」を申請者（投資者）に交付します。「非課税適用確認書」の交付を受けた申請者（投資者）は、改めて非課税口座を開設したい金融機関に「非課税適用確認書」を提出して非課税口座を開設することとなります。

(注) 税務署から「非課税適用確認書」が送付されない金融機関においては、「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」が申請者（投資者）に交付されます。なお、同日付の重複申請であった場合には、「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」には、①重複して交付申請が行われた旨及び②非課税適用確認書は他の金融機関に交付されており、その金融機関から非課税口座開設の意思確認の連絡がある旨が付記されています。

(Q13) 複数の金融機関へ申込みを行った場合、先に申込みを行った金融機関で非課税口座が開設されることになるのですか。

(A)

複数の金融機関へ申込みを行った場合、申請者（投資者）が金融機関へ申込みをした日付が先の金融機関で非課税口座が開設されるわけではありません。

非課税口座を開設するために必要となる「非課税適用確認書」は、複数の金融機関へ申込みしている場合には、それらの金融機関のうち、最初に税務署へ非課税適用確認書の交付申請の手続を行った金融機関を経由して申請者（投資者）に交付することとされています。

ただし、通常は、申請者（投資者）が金融機関に申込みをする際には、「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」（兼用様式）（Q2参照）を提出し、その兼用様式が提出された時点で申請者（投資者）から口座開設の意思表示がされていることから、その金融機関においては、税務署から「非課税適用確認書」の送付を受けた際に「非課税適用確認書」

を申請者（投資者）に交付することなく非課税口座の開設手続を行うこととしています。

したがって、複数の金融機関に申込みをした場合、結果として、最も希望する金融機関以外の金融機関で非課税口座が開設される場合もあり得ますので、複数の金融機関に申込みすることのないようにしてください。

(Q14) 複数の金融機関へ申込みを行った場合、非課税口座が開設されない金融機関からは何らかの連絡がくるのですか。

(A)

複数の金融機関から税務署へ非課税適用確認書の交付申請の手続が行われた場合、「非課税適用確認書」を送付しない金融機関には、税務署から「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」が送付され、この通知書は金融機関から申請者（投資者）へ交付することとされています。

(Q15) NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、通常、金融機関に申込みをしてからどのくらいの期間で開設されるのですか。

(A)

金融機関が税務署に e-Tax（国税電子申告・納税システム）により非課税適用確認書の交付申請の手続を行った場合は、税務署から金融機関に対し、非課税適用確認書の書面の交付と併せて、書面の交付の有無についてデータを提供しています。

金融機関が税務署に非課税適用確認書の交付申請の手続を行ってから、非課税適用確認書の交付の有無のデータが金融機関に提供されるまでには、通常、約2週間から3週間かかります（注）。

なお、金融機関において、申請者（投資者）が金融機関の窓口で申込手続をされてから、税務署に対して非課税適用確認書の交付申請の手続を行うまでに一定の処理期間を要するものと思われますので、申込みをされてからどの程度の期間で口座開設されるかは、申込みをされる金融機関にご確認ください。

（注）平成27年1月以後は、非課税適用確認書の交付の有無のデータ提供が、約1週間から2週間に短縮される見込みです。

(Q16) 現在、特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移管して非課税措置の適用を受けることができますか。

(A)

特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移管することはできません。

(Q17) NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、投資額が年間100万円までとありますが、例えば、年間60万円までしか上場株式等を購入しなかった場合、残りの40万円を翌年に繰り越して使用することができますか。

(A)

その年の未使用枠（ご質問の場合は40万円）を翌年に繰り越して使用することはできません。



また、非課税口座に受け入れた上場株式等を売却した後、売却部分の枠を再利用することもできません。

(Q18) N I S A (少額投資非課税制度) の非課税口座で発生した譲渡損失と、特定口座や一般口座での譲渡益との損益通算や、その損失の繰越控除はできますか。

(A)

非課税口座に受け入れた上場株式等を売却した際に、譲渡損失が生じた場合において、その譲渡損失についてはなかったものとみなされるため、他の特定口座や一般口座での譲渡益と損益通算することや、繰越控除することはできません。

(Q19) 非課税口座が開設された後、他の金融機関に変更することはできないのですか。

(A)

平成 26 年中に開設された非課税口座に設定した非課税管理勘定については他の金融機関に変更することができませんが、平成 26 年度の税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後に設定される非課税管理勘定については、一定の手続の下、各年分単位で非課税管理勘定を設定する金融機関を変更することができることになりました。

ただし、複数の金融機関において、同一年分の非課税管理勘定を設定することはできませんので、ご注意願います。

なお、平成 26 年中に設定された非課税管理勘定であっても、同じ金融機関の中で取扱いの支店等を変更することは可能です。

(Q20) 金融機関を変更するには、どのような手続を行えばよいのですか。

(A)

非課税口座を開設している金融機関に、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出していただくと、その金融機関から「非課税管理勘定廃止通知書」が交付されますので、新たに非課税口座を開設して非課税管理勘定を設けようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税管理勘定廃止通知書」を提出することにより、それらの書類を提出した金融機関に非課税口座を開設することができます。

(注) 1 金融機関の変更手続は、平成 27 年 1 月 1 日から可能になります。

2 金融商品取引業者等変更届出書は、他の金融機関の非課税口座に非課税管理勘定を設けようとする年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日の間に提出する必要があります(平成 27 年分の非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までに提出する必要があります。)

(Q21) 金融機関を変更する場合、変更前の金融機関の非課税口座に受け入れている上場株式等を変更後の金融機関の非課税口座に移す(移管する)ことはできますか。

(A)

変更前の金融機関の非課税口座に受け入れている上場株式等を、変更後の金融機関の非課税口座に移す(移管する)ことはできません。

(Q22) N I S A (少額投資非課税制度) の非課税口座を開設した後、非課税口座を廃止する場合にはどのような手続が必要になりますか。

(A)

N I S A (少額投資非課税制度) の非課税口座を廃止する場合には、非課税口座を開設している金融機関に、「非課税口座廃止届出書」を提出することになります。

なお、平成 26 年度の税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後は、一定の手続の下、同一の勘定設定期間内において、廃止した非課税口座を再度開設 (又は他の金融機関に開設) することができることになりました。

(注) 1 廃止した非課税口座に受け入れていた上場株式等は、非課税口座から払い出され、特定口座や一般口座に移管されます。その際、非課税口座が廃止された時に、その日の終値に相当する金額でその上場株式等を売却したものとみなされます (その譲渡益については非課税の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます)。

2 非課税口座の廃止後に支払を受ける配当等や廃止後に行った売却による所得については、非課税の適用を受けることはできません。

(Q23) 廃止した非課税口座を他の金融機関に開設したい場合は、どのような手続を行えばよいのですか。

(A)

非課税口座を廃止する際に、金融機関に「非課税口座廃止届出書」を提出することにより、その金融機関から「非課税口座廃止通知書」が交付されますので、新たに非課税口座を開設しようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税口座廃止通知書」を提出して非課税口座の開設を依頼することになります。

(注) 1 この非課税口座廃止通知書の交付手続は、平成 27 年 1 月 1 日から適用されます。

2 非課税口座廃止届出書を提出しても、一定の場合は、非課税口座廃止通知書が交付されないことがありますのでご留意願います。

(Q24) 平成 26 年中に非課税口座を廃止した場合であっても、非課税口座を再開設することができますか。

(A)

平成 26 年中に非課税口座を廃止した場合には、その廃止した非課税口座を開設していた金融機関に「非課税口座廃止通知書交付申請書」を提出することにより、その金融機関から「非課税口座廃止通知書」が交付されますので、新たに非課税口座を開設しようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税口座廃止通知書」を提出して、非課税口座の開設を依頼することになります。

(注) この「非課税口座廃止通知書交付申請書」の提出は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に、一回に限り、行うことができます。

(Q25) 2年間の海外勤務のため出国することになりましたが、NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座はそのまま存続できるのでしょうか。

(A)

出国により、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合には、出国の日の前日までに非課税口座を開設している金融機関に「出国届出書」を提出しなければなりません。

なお、出国したときは、非課税口座は出国の日に廃止されることとなります<sup>(注1)</sup>。

また、平成26年度の税制改正により、平成27年1月1日以後は、一定の手続の下、海外勤務を終えて帰国した際に、同一の勘定設定期間内において、再び非課税口座を開設することができることになりました<sup>(注2)</sup>。

(注) 1 出国により非課税口座が廃止された場合、その非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます(Q22の注1、2参照)。

2 廃止された非課税口座から一般口座等に移管された上場株式等を、帰国後に開設する非課税口座に移すことはできません。

(Q26) 出国後に、海外勤務を終えて帰国した際に、再度、非課税口座を開設するにはどのような手続を行えばよいですか。

(A)

出国の際に、金融機関に「出国届出書」を提出していただくと、その金融機関から「非課税口座廃止通知書」が交付されますので、出国している間、その「非課税口座廃止通知書」を保管しておいていただき、帰国後において、新たに非課税口座を開設しようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税口座廃止通知書」を提出して、非課税口座の開設を依頼することになります。

また、平成26年中に出国した場合は、Q24と同じ手続を行うことにより、再度、非課税口座が開設されることとなります。

(注) 1 非課税口座廃止通知書の交付手続は、平成27年1月1日から適用されます。

2 出国届出書を提出しても、一定の場合は、非課税口座廃止通知書が交付されないことがありますのでご留意願います。

(Q27) 非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。

(A)

非課税口座を開設している方が亡くなったときは、その亡くなった方の相続人は、亡くなったことを知った日以後遅滞なく、「非課税口座開設者死亡届出書」をその非課税口座が開設されている金融機関に提出しなければなりません。

なお、その非課税口座の開設者が亡くなった日以後、その非課税口座で支払われた配当等がある場合には、その配当等については、NISA（少額投資非課税制度）による非課税の適用はありません。

(注) 1 非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます。その際、非課税口座の開設者が亡くなった時に、その日の終値に相当する金額によりその上場株式等を売却したものとみなされます（その譲渡益については非課税の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます。）。

2 相続人が取得した亡くなられた方の非課税口座に受け入れられていた上場株式等は、非課税口座の開設者が亡くなった時に、亡くなった日の終値に相当する金額で相続人が取得したものとして、相続人の特定口座や一般口座に移管されます。

(Q28) 非課税期間（最長5年間）が終了した場合には、どのような取扱いとなりますか。

(A)

非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、①同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管（移管時の時価で100万円まで）するか、②特定口座や一般口座に移管<sup>(注)</sup>することができます。

(注) 非課税期間（5年）の終了時に②を選択した場合、その非課税期間が経過した日に、その日の終値に相当する金額によりその上場株式等を売却したものとみなされます（その譲渡益については非課税の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます。）。

また、その上場株式等は、その非課税期間が経過した日に、その日の終値に相当する金額で取得したものと、特定口座や一般口座に移管されます。

(Q29) 非課税期間（最長5年間）が終了する非課税管理勘定に受け入れている上場株式等を、別の金融機関に開設した非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定に移管することはできますか。

(A)

非課税期間が終了する非課税管理勘定に受け入れている上場株式等を別の金融機関に開設した非課税口座内において新たに設定される非課税管理勘定に移管することはできません（同一の非課税口座内でのみ移管することができます。）。

(Q30) 非課税口座で保有する上場株式の配当等について、非課税の適用を受けるためにはどのような手続が必要ですか。

(A)

非課税口座で保有する上場株式の配当、ETF（上場投資信託）・REIT（不動産投資信託）の収益の分配について、非課税の適用を受けるためには、配当等の受取方法として、株式数比例配分方式を選択している必要がありますので、必要な手続については各金融機関にご確認ください。

なお、非課税口座で保有する株式投資信託の収益の分配については、上記のような手続は必要ありません。

(注) NISA（少額投資非課税制度）による非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関（支払の取扱者）を経由して交付される配当等に限定されていますので、上場株式等の発行者から直接投資者に交付される配当等は課税扱いとなります。